

消費者委員会 公共料金等専門調査会 第15回電力託送料金に関する調査会(令和3年5月20日開催)における専門委員の主な個別意見(託送料金制度改革等の詳細設計に関わるもの)の概要

令和3年5月21日
内閣府消費者委員会事務局

※消費者委員会 公共料金等専門調査会 第15回電力託送料金に関する調査会における委員の発言を、消費者委員会事務局が適宜要約・整理したものである。詳細は、議事録を参照されたい。

※専門委員の個別意見であり、電力託送料金に関する調査会、公共料金等専門調査会及び消費者委員会の全体として取りまとめた意見ではない。

配電事業について

- ① 兼業規制の適用除外基準について、抑制的見地から5万軒という基準を選択したと思うが、制度の運用状況を見ながら、兼業の自由を与える方向で検討していただきたい。配電事業は需要家には見えづらい面もあるので、兼業の範囲を広げることで、需要家に見えやすく、新しいサービスへの期待感も出てくると思う。
- ② 新規参入する配電事業者の技術レベルは、当初は一般送配電事業者には劣るであろうから、新規参入した配電事業者の技術力を養成していく仕組み・運用とすべきである。
- ③ 需要家等への説明会の充実が重要である。一般消費者は、配電事業はもとより電力供給の仕組み自体について知識をあまり持っていないから、そのような者でも十分に理解できるように配慮するべきである。
- ④ 撤退時の取り決めについて、参入時に十分な審査をするべきである。また、撤退時、適切に引継がされないと、需要家への悪影響は大きい。撤退時に需要家等にどのような影響があるのか等は、需要家等への説明会において、十分に説明されるべきである。
- ⑤ 自治体や新電力が参入することが十分に促進されるような制度設計にするべきである。
- ⑥ 新制度では、レベニューキャップ制度によって決まる託送料金と、配電事業者の

託送料金、小売料金の連携が複雑化することとなり、需要家への影響についても判断しにくくなる。綿密な運用を行うとともに需要家への丁寧な説明を行うべきである。

- ⑦ サイバーセキュリティ対策を審査対象とすることには大いに賛成する。審査時点で、十分な対策がなされていることも重要であるが、サイバー攻撃手法は、日々進化していくから、サイバーセキュリティ対策が、常にアップデートされていることを担保していくことが重要である。
- ⑧ 小規模の事業者によってはサイバーセキュリティ対策のハードルが高い面もあるだろう。送配電網は繋がっていることにも鑑み、一般送配電事業者への委託を可能にするなど電力ネットワーク全体としてセキュリティ確保を行うという観点も必要ではないか。
- ⑨ エネルギープラットフォームのテーマには、「家庭、企業／公的機関の自家消費促進」も挙げられている。エネルギープラットフォームには、消費者の参加も促して、事業者と消費者と一緒に、エネルギー消費について考えていく場とするべき。
- ⑩ 消費者の理解を得るためには、自治体の力は大きいと思うので、自治体との連携、関わりを推進していただきたい。

以上